前 書 き

文化庁では、今後の国語施策の改善に資するために、明治以降、今日に至るまでに発表された国

理し、 「国語施策沿革資料」として、まとめることにしている。

語施策の改善に関する各種の案及び実施された施策並びにそれらに関する論評等を計画的に収集整

本集は、その第十二集として、国語審議会等から発表された漢字の字体に関する諸案及び研究資

料等を収録し、簡単な解説を加えたものである。

平成九年一月

文化庁文化部国語課長

島 有

大

史

関する諸案三種と諸案にかかわる研究資料等三種を収録したものである。 本資料集は、国語施策沿革資料の第十一集に続き、国語審議会等から発表された漢字の字体に

を採ったが、原本の判型などは解説に記した。 各文献は、原本を影印したものである。本資料集の性格上、原本を拡大して見やすくする方針

特色等について簡略に述べた。 参考のために、各資料の前に簡単な解説を添えた。解説では、その資料の成立の経過、 内容、

匹 本資料集の編集・作成には、 氏原基余司 (国語調査官) が当たった。

#### 当用漢字表 (国語審議会)

ている。 野で必要な漢字を増補する方向で再検討され、最終的に一二九五字に五六四字を加え九字を削って、一八五〇字となっ 字種が少なすぎ、義務教育用としては多すぎる)が問題となり、議決に至らなかった。そのため、常用漢字表案に各分 和二十一年四月二十七日の総会に提出された常用漢字表案であるが、漢字表としての字種の範囲(一般社会用としては 字表の常用漢字(一一三四字)を基本に必要な加除を行うという形で審議が進められたのである。その結果、常用漢字 なわち、昭和二十年十一月二十七日、国語審議会に「標準漢字表再検討に関する漢字主査委員会」が設けられ、標準漢 については、 た。このうち一三一字については、簡易字体が本体として採用された。これが当用漢字表である。この「当用」の意味 審議の基礎となったものは昭和十七年六月の標準漢字表(国語審議会答申。国語施策沿革資料11に収録)であった。 一一三四字から八十八字を削り、二四九字を加え、総計一二九五字から成る新しい漢字表がまとめられた。これが、昭 昭和二十一年十一月十六日、内閣告示第三十二号・同訓令第七号で公布された。当用漢字表の制定に当たって、その 「日常生活上さしあたって必要なもの」(文部大臣談)、「当座の用のもの」(当局談)などと説明され

更に補足すれば、正誤には挙げられていないが、昭和二十一年の官報では、 用漢字表は、翌二十二年六月九日の官報で正誤が出ているが、法令全書ではこれに従って訂正したものを掲載している。 に当たって原本(B5判)を拡大(一二一%)した。なお、昭和二十一年十一月十六日の官報(号外)で発表された当 本資料集所収の当用漢字表は、法令全書(昭和二十一年十一月号、昭和二十二年十月十五日発行)によったが、 で令の下部が「マ」に近い形になっているが、これらも「駅」「齢」にそれぞれ訂正されている。 「駅」の馬の四つ点が「一」に、また 収録

を本体として、参考のため原字をそを本体として、参考のため原字をその下に掲げた。  「、字体と音訓との整理については、明査中である。 使用上の注意事項 は、この表の漢字で書きあらわせないことばは、別のことばにかえるか、または、かな書きにする。 「、代名詞・副詞・接続詞・感動詞・助動詞・助詞は、なるべくかな書きにする。」 「、外國(中華民國を除く)の地名・人名は、かな書きにする。	れているものの中から采用し、とれているものの中から采用し、とれて関係するところが大きいので、他に関係するところが大きいので、他に関係するとととした。 のである。	一、この表は、今日の國民生活の上で、学の範囲を示したものである。一、この表は、法令・公用文書・新聞・まえがきまれまび一般社会で、使用する漢葉誌および一般社会で、使用する漢語がままが、 まえがき まえがき まえがき おんしょう おんしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょう はんしょく はんしんしんしょく はんしょく はんしんしんしん はんしんしんしんしん はんしんしんしんしんしんしんしんしんし	●内閣告示第三十二号 (宮報 十一月十六日) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一部 八公六共兵具典第 「部 八公六共兵具典第 「部 八公六共兵具典第 「部 八公六共兵具典第 「部 八公六共兵具典第 「部 八公六共兵具典第 「部 八公六共兵具典第 「部 八公六共兵具典第 「部 八公六共兵具典第 「部 八公六共兵具典第	部部部部部部	へ、あて字は、かな書きにする。 ・、ふりがなは 原則として使わな ・、。 ・、。 ・、。 ・、。 ・、。 ・、。 ・、。 ・、。	ただし、「米國」「英米」等の用 ただし、「米國」「英米」等の用 ただし、「米國」「英米」等の用
女 大夕久士 土 口 部 部 部 部 部	口 又 厶厂部 部 部 音	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	力 刀口 部部
(圓)図(圖)團(風)國(國)國(國)國(國)國(國)國(國)國(國)國(國)國(國)國(國)國	突发 关	卵卷卸即 单落	等的(勞)募勢動動动(動)动(動)力功加劣助努効勃勒勇勉動勘務剤(劑)劍 刷袋刺刻則削前剖剛剩副割創劇刀刃分切刈刊刑列初判別利到制
支     心     イ 彡 弓 弋 升       部     部 部 部 部 部 部	<b>廴 广</b> 幺 干   巾 己 部   部 部 部 部	工《山 尸尤小 5 部部部 部部部	ナ
学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学	で が 常 で で で で で の の の の の の の の の の の の の	下言主身形 写 最	/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

<b>季</b>	辰部	部 舞	矢知短 一	矢部 .	毛	毛部
李弁(辨覊辯)群(歸)	辛部		矛                 舌部	矛部	比	比部
轍轄轉		品 與與旧(舊)	目盲直相盾省看真眠眼睡睿瞬   日部	目部	母母毒	部田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
車軌軍軒軟軸較載軽(輕)輝輩輪	車部	3 至致台(臺)	盆益盛 <u>添盟盡</u> 監盤	部一	段殺殿殴(殿)	<b>全部</b>
身	身部		皮   自部	皮部	死殉殊殖残(殘)	<b>罗</b> 部
足距跡路跳踊踏践(暖)躍	足部	一臣臨	白百的皆皇   臣部	白部	止正步武歲歷屬(歸)	上部
走赴起超越趣	走部	腸腹膚膜膨胆(膽)臓	登発(發)	<b>於部</b>	突欲欺款歌政(歐)歓(歡)	欠部—
赤赦	赤部	胸能脂脅脈脚脫脹腐腕 脳(腦)腰	疫疲疾病症痘痛痢痴療癖		欄権(權)	
賢賣賦質賴購贈賛(贊)		肉骨肝肥	疎疑	疋部 —	(塿)標枢(樞)模樣樹橋機橫檢櫻	
貴買賃費貿質賃賄資賊賓賜當賠					棋棒森棺植業極栄(榮)構概樂發	
貝貞負財貢登貨販貫賣明弐(質)	貝部		田由甲申男町界畑畔留畜畝略番 耳部		柳校株核根格栽桃案桑梅條娀棄	
豚象豪予(豫)	豕部		用		板析林枚果枝枯架柄某染柔査柱	
豆豊(豐)	豆部		生產		木未末本札朱机朽材村東杯東松	木部
谷	谷部			甘部一	月有服除與望朝期	月部——
營歌(譯) 羅護 營(營) 訓(證) 数(接) 翻		初翁翌智	玉王珍珠班現球理琴環璽		曲更書替最会(會)	日部
話話問題講話話話高(話)論語		羊美蒼群		玄部	曆曇曉曜	
<b>診誘部過ങる問題影話論語言語</b>		,一 罪置   聞著   間	(獵)獸献(獻) 网络		時晚畫普景晴晶暇暑暖暗暫暮暴	
語言語語語語語語語語語言			犬犯狀狂狩狹猛猶獄独(獨)獲猟 一缶部		日旨早旬昇明易昔星映春昨昭是	日部
言語言語言語言語言語言語言語言語言語言語言語言語言語言語言語言語言語言語言語	言部		牛牧物性特犠(犠)		旣	大部 一
角解触(觸)	角部	線締緣編緩緯練縛縣縫縮縱総	片版		方施旅旋族旗	方部
見規減薪貸(質)質都(覆)	見部	糸(絲)絹経(經)綠維綱網綿緊緒	父	父部 :	斤斥新断(斷)	<b>斤部</b>
西要覆	西部	紫累細紳紹紺終組結絕絞絡給統	<b>爭為</b>		斗料斜	斗部
複製		<b>系</b> 糾紀約	熟熟燃燈燒営(營)燥爆炉(爐)   糸部		文	文部
衣表表衷袋被裁裂寡裕補裝裙垫	衣部	米粉粒粗		火部 ·	敵數数(數)整	
一行術街価衞衡	行部				收改攻放政故敍教敏救敗敢散敬	支部
血衆	血船	品  竹笑笛符第筆等筋筒答策簡算管		~a.ı.	支	支部
牧融虫(蟲)蚕(蠶)蛮(量)	虫部	立並(並)		<b></b>	(擴)攝	
虐処(處)虛虜虞号(號)	<b>虎部</b>	穴究空突		¥. R	操担(擔)拠(據)擦挙(學)擬拡	
著葬蒸蓄薄膜崭薰菔螯栗藩		(稱)稻稿穀積穗穏(穩)穫	涉液凉淑淚淡淨深混清浅(淺)添一		搜搬携搾摘摩撤撮撲擁択(擇)擎	
班茎(莖)菊菌菓菜華万(萬)落葉	<b>-</b>		泳洋洗津活派流浦浪浮浴海浸消 一禾部	*/*	接控推措描提揚換握揭揮援損搖	
<b> </b>	艸部	禪礼(禮)			拾持指振捕捨掃受掌悱厢掛踩樑	
色.	色」部		水水永求午亐工也失气沈疫仲河   示部		抵押抽拂拍矩拓拔句出招旱活垮一二寸打劫打地对我的批批打打机。	11. HE. 11.
· 支	<b>支</b> 护	或焦楚 宏斯·	氏民 一 石剖	1 氏部	ニドブを大比をなりでです!	下月
计元文白凸灰盘	j B	المالية المالية		-1		3

=		閣第三十三号	昭和二十一年十一月 告示 內閣第三	1822
×į		ものは除く。		多部
くわい(慈姑)あい(藍)	オーろう らう、	るもの、またはこれを変更しがたい	部高	高部
いど(井戸)しのしし、猪し	オーようやう、え	一一、原文のかなづかいによる必要のあ	部 骨髄(髓)体(體)	骨部
•	けず	る。	部一馬駐騎騰騷取(驅)驗驚駅(驛)	馬部
一、らといと書くもの	ぼうばういる	代文のうち口語体の もの に 適用す	部一香	香部
例	まのうう	一、このかなづかいは、主として現	部一首	首部
たゞし助詞のをを除く。	オネーとう	である。		食部
第一の、ゑ、をはい、え、おと書く。	ナオーぞう	きあらわす場合の準則を示したもの		飛部
	オーそうっさう、	音にもとづいて、現代語をかなて書		風部
田川	ゴオ どう (がう、ぐわう、がふ、	づかい		頁音
りゃうわう		まえがき	书一章 賽響	子 革 子 部
ョウーみょうしみやう、めう	っぱう	現代かなづかい		面沿
ピョオ びょう びやう、べう	おり	內閣總理大臣 吉田 茂		非常部
ョオーにょうしねう	ゆういう、いふ、	十六日		青部
ちょう	一致音等が、備考(いを示す。)	なつかいを、次のように定める。		雨部
ジョオ じょう くじゃう もそう せき	エィコ	現代國語の	部 隻雄雅集雇雌双(雙)雜離難	<b>佳部</b>
ョオしょうしゃう、せう、	<b>=</b>			隶部
オぎょうぎ		(官報 十一月十六日) ——《字閱《元章记》 H.J.		
ョオーきょうしきゃう、ナラ、		<b>少别告示将三十三号</b>	陷陸陽隆隊階隔際障隣随(隨)險	
発音づかい備えいを示す。)	な	一般的一般(路)	部一防阻附降限唑院陣除陪陰陳陵陶	阜
: 断かな : (日かな	<u>-</u> えお	寮部   斎(寮)	部一門閉開開閉閣閱閱與(閱)	門部
四	જ <b>ગે</b>	異語   鼻	部一長	長部
	<b>لاء</b> :	<b></b>	<b>鑄鑑鉱(鑛)</b>	
ュウりゅう	わす	黑语   黑嫼点(凞)党(黨)		
ビュウびゅうびう	マジ すじ づち			金部
アウトルッラー	ガジ	麻部 麻		里部
ュウちゅうちう	 ∂^\$	麥部 麦(麥)		(余部
ユウじゅう	マネ	鹿部 麗		酉部
ュウージゅうしぎう	٠٤٠	鹵部 塩(鹽)		邑部
ゥ	かい 依 ましいを示		(遅)遵遷選遺避還辺(邊)	
発 電 づかい  備 孝(いを示す。)	宇新かな 東 美田	魚鮮鯨	軍屈過道董運展(處)遠遣適遭遅	
所がな 前 を旧かな		部		
111		部一幅	部 人	是部
1<#				

# 一 活字字体整理案(活字字体整理に関する協議会)

字体整理に関する主査委員会を設けて審議を進めることとした。 この協議会は、昭和二十二年七月十五日、文部省教科書局内に次のような趣旨で設置された。すなわち、「今日教科書 標準を定めた活字字体整理案を作成して、昭和二十二年十月十日、 書体・字画・筆画(点画)・字形などの基本術語に関する共通認識を持つことから出発し、七七四字についての字体の おいて用いられるものもこれにならうようにすすめて文字教育の効果をあげ、教育上の負担を軽くしようとするもので 議員に委嘱して、活字の字体を整理統一する具体案を求め、教科書に用いるものを統一するだけではなく、一般社会に 刷上はなはだしく支障が感ぜられている。ところが最近印刷界では戦災その他のため活字の字母を新しく造る必要が多 く、活字字体を整理統一するには好機であると考えられるので、この際学界印刷関係者官界から適当と認めるものを協 に用いられている活字も新聞雑誌等一般社会生活において用いられている活字もその字体が不統一であって、教育上印 活字字体整理に関する協議会が昭和二十二年十月一日に決定したもので、当用漢字字体表の基礎となったものである。 (「国語審議会の記録」文部省、昭和二十七年。原文横書き。)」ということであった。協議会としては、字体・ 国語審議会に報告した。これを受けた国語審議会は

5判の用紙六枚を半分に折って、B6判の冊子のようにしたもの。ページの順序は原資料のままにしてある。)を拡大 文化関係に送った質問書によっている。二〇二〇通を送り、一七三通の回答が寄せられた。収録に当たって原資料(B 字体整理に関する協議会との連名で、 (一六六%) した。 本資料集所収の活字字体整理案は、国語審議会が審議を進めるに当たり、同案についての意見を求めるために、活字 「活字字体整理案の説明」を付して、各官庁、銀行、新聞社、 出版編集、文筆、

存じます。ついては、附錄の説明を御参照の上、別記の事がらについてお答え下さいますようお願い 職を経た上で、<br />
公に制定されますが、<br />
それに<br />
先立つて<br />
大方の<br />
御批判を<br />
得て、<br />
審議の<br />
参考といたしたく れる活字の基準となるように、別表のような字体整理の原案を作りました。これは、國語審議会の審 する協議会では、当用漢字表中の漢字について、教科書ばかりでなく、一般の印刷物にひろく用いら にも印刷上にも、急務であると考えられます。そこで、この夏文部省に設けられた活字字体整理に関 なお相当にあります。これを整理し統一し簡易にすることは、当用漢字表制定の趣旨にそい、教育上 現在用いられている活字の字体は、字によつてはなはだまちまちで、かつ、字画のこんだものが、

昭和二十二年十二月

國 語 審 議 会活字字体整理に関する協議会

別

記

この活字字體整理案について、附錄の説明を御参照の上、 左の事がらにお答え下さい。

、との案に對して、 賛成か不賛成か。

不賛成とすれば、

1 活字の字體は、 整理をする必要がないと認められるのかどうか。

2 活字として點畫に變更を加えること(者の點をとつたり、 溫の囚を日にするようなこと) は、

不必要だと認められるのかどうか。

3 筆寫の楷書體とのちがいを少なくするということ(爪を呼にしたり、 なこと)は、不必要だと認められるかどうか。 食を食にしたりするよう

4 との案は、 現在の明朝體をとつているが、 明朝體という字體の體系は、 原則的に根本的に改め

5 その他 るべきだと考えられるのかどうか。

との案の中で、不適當と認められるのは、 どれか。

との案に掲げた七七四字以外に、 この案に第二案として掲げられたものの中で、正體として採用することのできるのは、 當用漢字表の範圍で、 手を加えるべきものはないか。 どれか。

との案についてのその他の意見。

# 活字字体整理案 まえがき

、この表は、 活字の字體の基準を示すために、當用漢字表の中で字體を統一する必要があり、

簡易にすることができると認められる字について、字體を定める案である。

二、この案は、活字字體整理に關する協議會で作つたもので、國語審議會の審議の原案となるもので

ある。

との表の中には、 他の字とのつりあい上、 從來の形を改めないものも掲げてある。

四、字の排列は、當用漢字表の順序による。

Ħ, かつとに入れたのは、 第二案で、原案としては採否の決定を保留したものである。(七八字)

上に〇印をつけたのは、 すでに簡易字體として採用されているもので、この案でその點畫を確定

しようとするものである。(一三一字)

七、下に×印をつけたのは、 きもの一國語審議會決定)に收められたものである。(三四七字) 當用漢字別表(義務教育の期間に讀み書きともにできるように指導すべ

八、別體または今日まで用いられてきた字體を下に示す。

九 表以外のところでは、印刷のつごうで、從來の字體の活字を用いてある。

## 活字字体整理案の説明

## 第一 括字の字体を整理統一する必要

一 漢字の形は、筆写にも楷(かい)・行・草等、いろいろの書体があり、 
一 漢字の形は、筆写にも楷(かい)・行・草等、いろいろの書体があり、 
部のられる。かような複雑さを統一するよりどとろとしては、 
最も普通に認められ、 
かつ数科書にも用いられる活字の字体をとることがよいと 
に認められる。そして、 
それには活字の字体が書きとりの基準となるよう 
に認められる。そして、 
それには活字の字体が書きとりの基準となるよう 
に、 
や書との差をできるだけ少なくしておくことが、 
教育上には必要で 
ある。

一 当用漢字表に採用された簡易字体は、活字としてはなはだまちまちなの基準となるべきものを公に定めて、整理統一をはからなければならなの基準となるべきものを公に定めて、整理統一をはからなければならない。

なくない。新聞の小さい活字も、紙面の余裕とともに少しは大きくなる あな字体を本体と認められたものもあるが、なお点画の複雑なものが少 古くから簡易な字体になつているものもあり、また近く当用漢字表で簡 古くから簡易な字体になつているものもあり、また近く当用漢字表で簡

ましい。できるだけ簡潔にして、視覚印象を鮮明にすることがのぞ

四 活字では、後來、筆写の便不便をかえりみる必要がある。 にこだわるような、極端な学源主義は、修正する必要があまり重要でないた。学源主義では、多くは学形が複雑になり、小異の区別が強調され、 しかも筆法を簡便にするためには、他の字との区別にあまり重要でないしかも筆法を簡便にするためには、他の字との区別にあまり割められて

### 第二との案の整理の原則

(かいしよ)・隸書等の「書体」と区別する。 一字一字の形で、明朝(みんちよう)・宋朝(そうちよう)・ゴシック・楷 1 この案および説明で「字体」というのは、一点一画の組合せから成る

二 この案は、当用漢字表の一八五〇字のうち、七七四字について、印刷二 この案は、当用漢字表の一八五〇字のうち、七七四字について、印刷書体としての朱朝・ゴシック等も、 
この比、活字ボディー断面と印刷された字面との面積の比などは、ここさの比、活字ボディー断面と印刷された字面との定額・ゴシック等も、 
この策は、当用漢字表の一八五〇字のうち、七七四字について、印刷

筆写とのちがいを考えに入れた上で、点画の基準となるものとして、すものとして、また義務教育で、漢字の書きとりを課する際に(印刷と三 この案は、今後活字の母型があらたに作られる際に、字体の基準を示

#### 定めたものである。

全部を改められることがのぞましい。全部を改められることがのぞましい。との案の決定は、必ずしもいつせいに学氏を改めるように強要するもとの案の決定は、必ずしもいつせいに学氏を改めるように強要するもとの案の決定は、必ずしもいつせいに学氏を改めるように強要するも

するものではない。
も、それは、今すぐに一般社会における筆写の習慣を改めるように強要も、それは、今すぐに一般社会における筆写の習慣を改めるように強要また、衰務教育では、この学体を書きとりの基準とすることになって

のである。
さ、また同じ系統のすべてに通じて、できるだけ簡易にしようとしたもま、また同じ系統のすべてに通じて、できるだけ簡易にしようとしたっなわず、しかも筆写体との差を少なくするようにして、一々の字につ この案の字体は、印刷体としての様式体系、点画構成の美しさをそこ

五 この案の字体は、なるべく、現在の慣習や歴史的な用例によりどころを求めて、あらたに考案することを避けた。ただ、字書その他のものをとったいた証拠として、参考にしたのである。(すでに用いられているれていた証拠として、参考にしたのである。(すでに用いられているのをとるためでなったが一般に用いられている。「辞」なども、『干祿字書』では「俗に辞に作るは非なり」とある。)この表には、一々出所をことわらない。

この案の字体には、次のような種類のものがある。

イ、すでに発表された一三一字の簡易字体について、その点画を確定し

たもの。

として確定したもの。
として確定したもの。

ハ、同じ系統の字として、共通にもつ部分の形を統一したもの。

二、あらたに点画に変更を加えたもの。

なお、字によっては、右の数種にまたがるものもある。

二<br />
一三<br />
一字の<br />
簡易字体は、<br />
つぎのとおりである。

乱 壱 併 学 仮 叫 写 剤 労 坟 励 勧 X 参 廃 囲 円 X 堕

举 拡 数 断 会 栄 楼 枢 犍 欧 歓 帰 残 殴 茂

尺兵電客弯當戶鐵虫巢駅画台

称稳窃並糸経総絵継続欠声沢浜滝済湾営炉犧独猟献画

附

谿

予式變隻堅弁锌歷壓刀医犯茎万処号虫蚕蛮党観触証犯

随隐双霊余馭駅髓体塩麦点予式養践軽弁辞遞遲辺医釈

鉄

読

変

胆

台

研

**邢**L

流

拠

珊・珊 凡・九 劍・劒・劒・劒・効 効・效 勅・敏 妊・妊 例である。(この案では、それぞれいちばん上の字体を採つた。)≕ 次に掲げるものは、現在活字として、同学で異体あるものの、一部の

第三との案の字体

2

田

談 談 恥 姉姉 敍 汚· 汙 想·越 略響 趣 證 降· 客 窓・窓 携·攜·攜 簡。簡 強·强·疆 教•數 表 · 叙·敘· 恒·恆 糾糺 監督監督 賊 垄 你 槭 迅 風

のの一部の例である。(其新聞における同一記事の見出しと本文)(との 次に掲げるものは、現在活学の大きさによって学体に相違あるも

案では、はじめの三字については、あらたな字体、つぎの七字について

画・画 宗 。 宗

悩 悩 触触 点。桌

与的約

丹

良浪娘郎廊朗

双忍認

真價值

は、〇印の字体を探った。)

妃· 妣 講。

配配配 満。 施 満

要 · 要。

拒。 拒。

構 ・ 構。 害·害

船。船。

該 · 該。

俊唆酸 勞熟

交校絞較

五との整理案で、点画が系統的に統一され、または個々に改変されるも

の字体を用いる。後來のとおりで変更を受しないものをも、ここには掲

のをほぼ分類して揚げると、次のようになる。(とこには、印刷上もと

探探。空控究实验誤夠密切控

谷俗浴裕欲 容溶

融隔 勘堪

げてある。)

同じ画数で運筆の変わるもの

反仮坂板版販飯

呈程聖廷庭挺望潤

、任賃姙はもとのまま】

縗

型製製

耕耗

尸層房扇灌顧所客淚炉偏編遍

<del>段股</del> 送 関 **僧增增贈層 悦税脱說戲**閱 猶怠遵 **金製製造** 

無賺康

整效磁

平野評

华件畔判

饀 乳浮 绶 彩菜採

授暖緩緩 稻 鷄 穩險

#### 回答用紙

用紙の足りないときは御便宜の紙をお足し下さい。一月十日までに交部省数科書局國語課あてにお送り下さい。

回答者氏名

名

位伴企文正显见了了 位件企文正显别和来主丹丸丙 位件企 (三) 世×世 偽像傳傳條條條係 係像傳 係像傳 係像傳 係 係 
 口
 区
 区
 区

 冒 冊 兼 具 本 兩 全 內 兒 免 儉 億
 價(価)價 五 刃 兀 分× 剖前刻刺券判刊 新刻刺券判刊 刃凡 効 剤 劾 剣 割 剰 劾 效 劍 剩 割 几 劑  $\overline{\underline{\ \ }}$ E 互 化 **御**×勸 勺 **勲 勤** 勳 勤 包 × 勉 勉 励 敕 爋 勺 匹 豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆豆 王半×半

× 東 直直 爥 商 喫 啓 唐 唆 員 咲 周 單 商 器 告 噴 嘆 喫 啓 唐 貟 땆 周 唆 吳 口 王 均× 坂 円 × 坚 培 図 × 囲 境 城 型× 團 坪 国 圈 運運 均 坂 圖 境 城 型 員 坪 塑 堪 培 圍 國 圈 天 王 压× 銋 墨 堕 壊 壇 壁 墳 墨 壯 壇 增 契 壊 墳 墮 墨 奇 壽 壘 壓 壁 墜 王。学× 囡  $\Xi$ 妃 姉 妹 婦× 娯 娘 姫 婿 妊 妃 壻智 姊 妺 奬 奥 宜 學 婦 姬 妥 姙 嫡 娛 娘 孃 妃 ① 宝宝 実× 将 写× 寫 害害害 寒× 寝 寄× 審 富× 寳寶 寄 寒 審 實 寧 <u>逐</u> 臣 王 正 重 **W** 王 。属×屬 <sub>。</sub> 岳 局 峰 対× 巢 巨 崩 帝 帆 層 平 帽 峯峰 崩 屆 局 對 嶽 尺 巢 層 幾 平 帝 帆 巨 帽

弖 趸 弱 弦 廷 延 廳 廣 廃 廊 廉 庶 庭 床 弱 弦 廷 延 廳 廣 廢 廊 廉 庻 庭 牀 弹強 ② 恐恒怪急忙忘忍忌德徵微從径恐 怪急忙忘忍忌德徵微從徑 耻 慨慣慘慌慈慎愛意愉悩惰悪惠 意愉惱 惡惠 情悔悦 × 情 悅 乯 冟 戸戲戦戒成恋懸懷懲応憶憲憩憎 戀 縣 懲 應 扇房戶 戰 戒 成 憶 憇 懀 手 摇摇揭控接探探授掃捨挥拔拒抱才 探採 捨 拜 拔 搖 援 揭 控 掃 拒 所 芰 乏 。。。。 拳 拠 担 撃 択 摩 摘 搾 携 捜 拡× 叙 改 支 摄 擇 學據擔擊 摩 擴 摘 搜

<del>--- 3 ---</del>

暑晴普昼晚明旨既断新斜文数敷敞敏 普 新斜文數數 晚 斷 旣 (目)。会× < 釆 且 月× 板材期 朝 · 朗 朕 服 有 曜 暁 暦 板材 期 朝 望 朗 朕 服 月 曜 曆 曉 暖 枢楼楽概構 栄植 × 械条梅核 校柱查 樂 樓 槪 構 榮 植 械 條 梅 校 核 柱 柄 乭 Œ 攵 步飲飲水権欄桜檢機 步歡歐欲權欄櫻檢橫機 歲 殖 歷 丞 歪 二 (氣)×; 清深浪注泣况没沈汗 毎 毒× 淺 淸 深 注 况没沉汙 氣 浪 每 潤潜潔漢漁満滴滋浴湿準调渇港添 潜 潔 漢 滴 滋 溶 滿 溫準 潮 渴

灭 煮炭災灰湾瀬滝浜 濫済湿沢透 滥)濫 炭 灾 灰 灣 潮 焼 熱 灌 濟 煮 澬 濕 煙 独猫状犯犠版片爵 逶 瓜 爭爭爭 為 猟 獨 循 獻 獸 獵 丞。 発× 冟 的× 置 進 E 田 。 当 ×, · 画× 声 病疂 番 略 部 審 審 審 産× 畔 環 × 病 當 癡 的 癖 畔 冠。研× 囷 团 且 画 直《直直 監監監 畫(品)盡 真×原 盲 益 磁 瞬 程 盟 盆 稅 石水 豣 禪 磁 辭 立 文 × 玄 安 突 空 究 穩 穗 穀 × 穀 稿 窮窮窓窓窓 窃 称 窯 (穂) 穂 稱 窯 竝 贺 釆 **築 範 節 策** 築 範 節 策 笑競端童 × 策× 粒籍簿 簡 簡 笑 競 籍簿 精 粒

					•		0	0			•				系
編	縁	締	緒	(緊	網	緑×	経×	糸	絞	絶	終×	納	約	紀	糾
編	緣	締	緒	緊系		綠	經	絲	絞	絕	終	納	約	紀	糺
	[XXI	—— <b>蛋</b>		0	0	0			0					-	
署	置×	欠×	纎	続	継	絵	織	繁	総×	縦	縫	縣	縛	練	緩
署	置	<b>缺</b>	繊纖	· 續	繼	繪	織	繁	總	縱		縣(県)縣	縛	練	緩
		澍	<b>津</b> 。				Ī		惠	老					<b>77</b>
肺	肩	肉	粛	聴	職	声×	聖×	耗	耕	者	翼	習	翌	翁	羽
肺	肩	肉	肅	聽	職	聲	聖	耗	耕	者	翼	× 酒 白	33	翁	777
册		置		. was no recommended and an	즬	至	臣								
艇	舖	舎	H	無×	争	至。山X		臟	胆	腕	脳	腰	腐	脱	胞
艇	舖	舍	× 舊	興	與	臺	× 蹈	臓	膽	腕	劉	腰	腐	脫	
												严	夏	色	
薫	薪	薄	蓄	著×	葉×	万×	菜×	茎	挺	荒	芽	花×花	良	色	艦
熹	薪	薄.	蓄	著	· 葉 ———	萬	· 茶 ——	莖	莊	荒	^	花	良×良	X	艦艦
	行	ŢŢŢ				鱼					甩	3			
衛 ×	術		。亦虫	金	融	虫	。 号×	虞	虜	虚	)。 灰 火	藩	(薬	藝	藏
衞	術	衆×衆	蠻	。在、蚕蠶	帚虫	· 蟲	× 號			虛	處	(藩) 藩	(菜)×藥	<b>基</b> (主)、藝	藏×藏
							_							_	,

角 **逐** 見 画 親 覆 要 襲 複 裸 補 装 裕 被 親 覆 要 襲 複 裸 補 装 裕 被 静 請 調 説 誤 誠 誕 認 該 評 彩 認該 評 記 諸 諭 請 調 誤 說 誠 誕 豆。 豊 × 冢 谷 講× 誉 訳譜識証謹謡 × 讀譽 譯 譜 證 謹 謠 識 謙 贈購賴賢賠賔賊賄弐貫販貨財 負 × 賊 貳 販 貨 財 賢 賓 贈 賠 購 趸 冟 。 辺避寒遷遵遅遠遠逓遍遂逸週 × 遲適 遷 遵 遞 遂 邦 遍 逸 避 週

酸酷酵酪 酬 酢 配 酒 郷 都 部 郎 郊 邪 (酢)醉 醜 酸 酵 酢 酷 酪 層 酒 配 鄉 都 部 郎 郊 邪 門 采。釈 金 閉 鑑 鋳 鉱× 鉄 鐘 鏡 鎮 錬 銭 録 鋭 醸 鑑鑑 閒 閉 鑛 鐘 鏡 鎭 鍊 錢 錄 錞 鐵 銳 康 趸 隠 険 随 隣 隊 隆 陸 陥 陶 陪 隔 隂 関 陵 閱 隱 險 隨 隊 隆 陸 陷 鄰 隔 陵 陰 陪 關 閱 陶 風 畫 置 圃 奮 音 × 青 霊 風 顕 韻 靜 難× 顧 顏 雪× 双 靑 風 題 顧 顏 音 韻 雪 雙 難 雜 雅 馬 食 飛 余 × 駐 騰 騎 館 餓 養× 飾 飽 飼 飯飲 飢 翻 (駐)駐 (韶)館 翻 騰 餘 餓 養 飾 飽 餇 飯 飮 飢 逐。麦× 圏。 塩 ع 黑 運 爲 眍 高 電體 麻 黄× 髙 麻 魔 鷄 髮 体 駅 験 駆 鶏鶏 駆驅 黑 黄 鹽 髮 高 默 麥 體 麻 魔 髓 騒

搖簧(將)

**冬**終

羽空習翼曜曜新扇弱 恶

吳誤娛虞 率(樂樂學点流攝の第二案)

下にくる大 契夷幾換)

冉 構 開 開

庶満

【度席等はもとのまま】

月 月部 肉部 青部 (5巻照)

西

医腹覆 煙

术

循述

象像

粉粉粉

属傾如

衆

土

周彫調週

**含錦拾(館)** 

告酷造

害閣趙

製工

【西はもとのまま】

且

組立を変える

默勳

部分的に省略して画製の減ずるもの

寬 逸 忍築 殺

**脊燕唇唇唇** 踏踏

角解触

才材財閉

環選 遠園

事件特別 点混

勇 數博納領海

曆歷

穀 隆 德

**黄横廣 漢頭雞** 

勤謹

3 当院是 帰構婦 浸侵瘦

君郡群 暦糖 事 爭淨靜

もとのまま 八2参照し

要 倉間は

#### その他 聽聽 應

### 3 運筆が変わつて画數の減ずるもの

一 成盛誠城 溫

練鍊欄 個增增體層 藏勳

黑默黑

每悔悔梅海 敏紫 毒

毋

【母はもとのまま】

貝

並普響 虚嚴雲(徽)

亜

盟

١k

烹品

夢黃橫廣革爾滿體寬塔

潟揭謁 藏臟

卽節 既慨概 爵 郎廊朗

画數の増すもの

步步

刺策

延誕 危卷圈腕

丁片版 酢配酬酪酵體酸醣酒

猶算經

発勉脱 遠(ただし点をとる。 回停高稿橋隔融(面はそのまま)

類似の形に統合されるもの 匹置区枢駆欧殴、巨指距(匠臣にならう。)

世勘堪 直值植殖置 厚傾鎮 緊懸

开

奔憤噴

燒曉

松松松

獲獎護

難嘆漢

勤謹

察嘉幕京暮模膜

敬滌驚

郭列(垂郵錘そのまま)

更 劍魚檢繳驗

搜

從縱

見四稲

強【員はもとのまま】

實(黒第二案)

林

香 脈野鷹

뉇

少 发扌 掞髪 拜

月 施巡 步涉(砂妙劣省等にならう。)

服民勝勝騰 月朗期明盟朝(望) **輸船** 

肉部 朝潮 削

有賄愶随髄堕 肖削消硝 絹 育徹撤 散鸠 能思麗 欧筋湖

骨髄滑 **青靜情睛清精請** 

內納 金紹 檢論藥(前) 肺(市姉にならう。) **喩論
輸(企会等にならう。)** 丙枫病 肉腐

而

カ 灰炭(石岩岸にならう。) 券(勝<u>募</u>努勇務分勢 下にくる力 分割下にくる力)

獺賴 危兒勉晚逸 象像 色紹 角解触 衡 負 阳 魚鮮麻魚

急

頁

育徹撤 流硫 築

六交校絞較郊郊 亡忘百望網荒悦

**卒雜碎粹醉** 

言部 信罰獄(そのまま)

쬭

方放做施旋旅族旗遊坊妨約肪訪訪 玄畜醫或 擁 畝

文紋蚊 対 慶選機 斎削済 壇 離 坑坑坑坑 夜液 衣豆袋裂裝製襲裁裏(以上そのまま) 京就涼鯨 亭乳熟 停 髙稿

倍培賠陪部剖

立端位立地登

辛字辞壁解避 菊紫親 **言語音響 機能館 章**彩草 按 境鏡 意億億

鞏鐘

滝

雙

敵嫡摘滔適 傍

芽邪雅 被補裕裸複

產

奇寄納

既概慨 蹄 偉 韓 道 舞傑隣

六

第二案として揚げた字体を分類して示すと、つぎのとおりである。

旦 如點配設急

抱砲胞館(そのまま) 起

包

選港(そのまま) 危 卷窗腕 遷

如如

10

### (印刷上もとの字体を掲げる。)

部分的に他の学形をとるもの **解勢國器館** 

部分的に省略するもの

2

省略した上で運輸が変わるもの

價 · 專興傳轉惠穗

3

條 壞懷 與

その他連筆を便化するもの 壯狀裝獎將展莊

陰酸 氣鷄

野海野<br />
一窓砕野<br />
一窓枠<br />
一窓枠<br />
「本はもとのまま」

**表述於 美麗縣** 

風量 攝 逝

【品臨晶森協操媒繰はもとのまま】

融資油 理職職單 獸

宗錦 費盤 棕

駐臨駅駆紛駿

次に掲げるものは、この整理案で点画を変更した結果、別字の字体を

5 すでに簡易字体をとつたものを、さらに簡易にするもの

腹うものである。

劵(ケン) もとのは、「ケン・つかれる・つとめる」であるが、当用漢 字表にない。勝のつくりと同じ。

刺(シ・さす) もとのは、「ラツ・もとる」であるが、刺・喇・喇・辣 (ともに「ラツ」)は、すべて当用漢字表にない。

姫(ひめ)もとのは、「シン・つつしむ」であるが、当用漢字表にな

敗(カイ・あらためる)もとのは、「シ・鬼を追うっえ」であるが、 当用漢字表にない。

案は、博療等のつくりの点を欠いたものである。 当用漢字表にない。

藝の第二条芸は、もと、ウン・くさぎる。香草」であ (コン)会絵(カイ)陰(イン)等がある。專(体特團も同じ)の第二 るが、当用漢字表にない。云を構成部分にもつものには、医(ウン)魂 なお、將の第二案のつくりは、もと「ラツ」であるが、妥均拐ともに

八、筆写の字体と活字の字体とは、なるべくその間に差異のないことが望 ものがある。 ましいが、活字としての制約の上から、必ずしも両者を一致させがたい

左に掲げるものは、鎌写の習慣と著しく異なって、必ずしもその基準 とはしにくいものである。

令(冷鈴船等領命も同じ。)

# 女(安委慶姿逸安案复要腰様数接機威も同じ。

女(奴努怒如以下女へんをもつものは、みな同じ。)

菜彩操線新薪親雜もみな同じ。茶は活字もホウスの一条、「果菓裸課菓架某媒際染業繁業業業、大の「果菓裸課菓架某媒際、

※ ※(糾紐約以下※へんをもつものはみな同じ。)

上(巡導縫随動込出以下是部に属するものは、みな同じ。)

メ ソ ( 文史 史 使 更 便 使 父 交 校 絞 較 廷 庭 艇 延 触 建 健 み な 同 じ 。 )

- 左に掲げるものは、活字字体として統一されたもので、筆写を必ずしハ ハハ(公松訟翁 分資盆頒粉紛沿船鉛 みな同じ。)

も拘束しないものの例である。

、大利米・・等の最終の画をはらうこと。(とめてもよい。)
木利米・・等のたての画(かく)の末をはねないこと。(はねてもよい。)

よい。というの下のかどを二画につくること。(一画につづけて

きに をではい。) をではい。) をでは、い。)

一一 を区別すること。(区別しないでよい。)

要に應じて、この案の字形を進用するものとする。たとえば、九当用漢字表以外の漢字で、この案の漢字と同系統に属するものは、必

藤(勝騰)に準ずる。)

埼崎(奇騎に消ずる。)

**戻(戸雇等に) 質(僧壇等に) 歿(沒に) 祿(綠錄に)** 

# 鎌(兼職権に) 藩(構講に) 魔暦(麻磨魔に) 葛 (混鵠に)

及ぼしがたい。たとえば、ただし、簡易学体で別の学の形を一部分にとったものは、必ずしも他に

両は<br />
病輌に、<br />
擦腰は<br />
壊に、<br />
織は<br />
、<br />
鏡域に、<br />
それぞれ及ぼすことが

できるが、何思に、単に、無い、意味し、これで見るに、

のようなものがある。
附記
今日まで、漢字の字体整理の問題が公にとりあげられたのは、次
質り、特別を行わってる。

2 大正十二年五月 臨時國語調査会から『常用漢字表』が発表され、一用せる二千六百余字」について『漢字整理案』が発表された。 1 大正八年七月 文部省普通学務局から「等常小学校の各種教科書に使

五四字の簡易字体が採用された。

大正十二年五月 臨時國語調査会から『常用漢字表』が発表され、一

3 大正十四年十一月 臨時國語調査会から 『常用漢字表』について10

語調査会発表)の一八五八字について、『漢字字体整理案』が発表され ・ 昭和十二年十月 國語審議会から『常用漢字表》、昭和大年五月臨時國

#### Ξ 当用漢字字体表(国語審議会)

あります。文字地獄にあがいているといってもよいのであります。」ということであった。 すが、まだそういう境地に落ちこんでしまわない人たちは、どうしたならばまちがいなく書けるかに苦心しているので る人が少くありません。そういう人たちは、すでに、漢字をまちがいなく書こうという意欲を失ってしまっているので というのは、いかにもなさけない次第であります。高い程度の教育をうけた人々のうちにも、うそ字を書いて平気でい めやすとすることにしたのであります。漢字を国字としていながら、その当用の範囲内にある漢字すらもよく書けない して、字体選定のめやすを上記の点においたのであります。…中略…わが国民の読み書きを平易にし正確にすることを ば手段も結果もちがってまいります。復古を目標においての字体の選定では、もっぱら字源主義をとることになりま 何をめやすとして行われたかは、一つの重要な問題であります。おなじく字体を整理するにも、整理の心ぐみがちがえ 準を定めたものである。第十四回国語審議会総会での安藤主査委員長の報告(本資料に付として収載)には、当用漢字 でありましょう。しかし本主査委員会におきましては、わが国における国字としての漢字の使用の歴史と現状とにてら しょうし、単に統一しさえすればよいというのならば一も二もなく、康熙字典か何かに準拠をもとめるというのも一案 漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。」とあります。本表の字体の選定は、 字体表における字体選定の目安が次のように説明されている。すなわち、「まえがきの第二項には「この表の字体は、 回国語審議会総会で議決され、文部大臣に答申されたもので、当用漢字一八五〇字のそれぞれについて、その字体の標 昭和二十四年四月二十八日、内閣告示第一号・同訓令第一号で公布された。同表は、昭和二十三年六月一日の第十四

て原本を拡大(一六六%)した。

# 可用漢字字字体表

国語審議会総会における主査委員長報告

文部省教科書局国語課

各

官

庁

# |用漢字字体表の実施に関する件

当用漢字表および当用漢字音訓表を告示した。 ももとづくところが少くないから、当用漢字表制定の趣旨を徹底させるためには、 の多いことや、 さきに、政府は、現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字とその音訓との範囲を定めて、 その読みか たの多様であることによるばかりでなく、 しか しながら、 漢字を使用する上の複雑さは、 字体の不統一 や字画 さらに漢字の字体  $\bigcirc$ 複 その数 雑 さに

方面にその使用を勧めて、 つて、これを告示した。今後、 よつて、政府は、今回国語審議会の決定した当用漢字字体表を採択して、 当用漢字字体表制定の趣旨 各官庁においては、 この表によつて漢字を使用するとともに、 の徹底するように努めることを希望する。 本日内閣告示第一号をも 広く各

を整理して、その標準を定めることが必要である。

昭 和 + Щ 年 四 月二十八日

田

内

閣

総

理

大

臣

吉

茂

現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字の字体の標準を、 次の表のように定める。

昭 和 十 四 年 川 月二十 八 日

閣 総 理 大 臣 吉

内

田

茂

用 漢 字 字 体 表

文 Ż が 2

この表は、 当用漢字表の漢字について、 字体の標準を示したものである。

る。 この表の字体は、 漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定した В の で あ

との表の字体の選定については、異体の統合、 略体の採用、 点画の整理などをはかるとともに、

筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。 なお、 印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させること

をたてまえとした。

分備

この表は、 当用漢字表の配列に従い、 字体は、 活字字体のもとになる形で示した。

一、この表の字体には、一活字に従来用いられた形をそのまま用いたもの、一活字として従来二種以 上 の形 のあった中から一を採ったもの、三従来活字としては普通に用いられていなかっ たものがあ

る。 この表では、三のうち著しく異なったものには、 従来の普通の形を下に注した。

二の例

効效 叙 寂 紋 姉 姉 略 畧 島 嶋

冊册 商商 編編 船船 満満

(三) の 例

(1) 点画の方向の変った例

半半 兼兼 安安 羽羽

(2) 画の長さの変った例

生日告 | 契契 | 急急

③ 同じ系統の字で、又は類似の形で、小異の統一された例

月期朝青胃月期朝青胃 起記起記

一点一画が増減し、又は画が併合したり分離したりした例

**(4**)

黒黒 免免

者者

黄黄

郎郎

歩步

成成

5 全体として書きやすくなった例

亜亞 倹儉 児兒 昼

(6) 組立の変った例

黙默 勲勳

(7) 部分的に省略された例

応應芸藝県縣置鹽

(8) 部分的に別の形に変った例

ŅΥ

## 広選 転轉

(使用上の注意事項)

、この表の字体は、活字字体 のもとになる形 であるから、これを、みんちょう体、ゴシック体その

二、との表の字体は、これを筆写(かい書)の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つける 例は、 かはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。 他に適用するものとする。 次の通りである。

そのおもな

(1)長短に関する例

雨雨 商商 戸戸 無無

(2)方向に関する例

風風 言言言、ネネー主主 比比 仰仰

年年

(3)曲直に関する例

五

**(4**) つけるかはなすかに関する例

又又 文文 月月 果果

與奥 とめるかはらうか、とめるかはねるか、に関する例 隊隊 公公

(5)

木木 角角 骨骨

来来 牛牛 糸糸

(6)

その他

北北 女女

(との印刷は、 官報に発表されたものによっているので、表

の文字の配列は、ページごとに左上から始められている。)

三一丁七丈三上下不且世丘丙 仁今介仕他付代令以仰仲件 任企伏伐休伯伴伸伺似但位 低住佐何仏作佳使来例侍供 依侮侯侵便係促俊俗保信修 俳 俵 併 倉 個 倍 倒 候 借 倣 値 倫 偏停健側偶傍傑備 傷傾働像僚偽僧価儀 儒僧優元兄充兆先光克免児 区入内全面八公六共兵具典兼 刀刃分切扒刑刑列初判别 利到制刷券刺刻則削前剖剛

劾勅勇勉動勘務勝労募 勢動動励動勿匆包化北匠匹 匿区十千升午半卑卒卓協南 E E E 占的危却卵巻卸即厘厚原 又及友反叔取受口 叫召可史右司各合吉同名后 更吐向君吟否含呈呉吸吹告 周味呼命和咲哀品員哲唆唐 唯唱商問啓善喚喜喪喫 · 葉器噴嚇厳嘱 四回回 因困 囲園円図団土在地 坊坑坪垂型埋城域執培基堂 堅堤堪報場塊塑塔塗 境墓 增墨随墳墾壁壇圧塁

壱 寿 夏 夕 外 多 夜 夢 大 天 太 夫 央 失 奇 奉 奏 契 奔 奥 奪 好如妃妊妙妥妨妹妻 委姬姻姿威娘娯娠婆婚婦 媒嫁嫡嬢子孔字存孝季孤 孫学宅宇守安完宗官宙定宜 客宣室宮宰害宴家容宿寂寄 富寒察寡寝実寧審写寬 宝寸寺封射将專尉尊尋对導工少就尺尼尾尿局居届屈屋 展層履属山岐岩岸峠峰島峡 崩岳川州巡巣工左巧巨差 帆希帝帥師席帳帯常 幅幕幣干平年幸幹幻幼幽 幾床序底店府度座庫庭庶康

影役彼往征待律 後徐 徽心必忌 復循微微德 忍志忘忙忠快念怒怖思怠急 怪恒恐恥恨恩恭息悦悔 悼 惑惜惠惡 情 惰悩想 意愚愛感慎慈態慌慕惨 慰慶憂憎憤憩憲憶憾 慨慮 懷懸恋成我戒戦戲戸 才 打扱扶批承技抄 投抗折抱抵押抽払拍拒拓一 拘拙招拝括拷拾持指振捕 掃授掌排掘掛採探接控推

描提揚換握揭揮援損搖搜

廉廊廃広厅延廷建弊式号

第弦弧弱張強弾形彩 部

摩撤撮撲擁択擊操 搾 摘 乏 支収改 摂 拡 揺 敗 敢 散 敬 敏 救 叙 教 歪 斜斤斥 新断 短 既 旨무 旬 族 映春昨昭是時 晚 暇 暮 曆曇 暑 暖 暗 暫 暴 書 替 会 月 有 服 最 未末本札朱机朽 束杯東松板析林枚果枝枯 某染柔查柱柳校株核 桃案桑梅条械棄 棋棒 條 楽 栄 構 概 楼標 枢 極 検桜 欄 権 機構 止正步 武歳 歓

度 段 殺 殿 殴 母 殊 殖 残 汽沈没沖河沸油 治 沼 法波泣注 泳 洋 泰 泌 海浸 消 浪 浮 浴 派流 浦 泥 清 淑淚淡浄深 浅添 温 溶 滅 湖湯 準 渇 源 漂 漆 漏 演 漢 漫 漁 満 激 湿 潜 渋澄沢 濁 濃 炭 災炊炎 湾 灰 煙 昭 煩 熟 李九 焦 者 燃 焓 焼 E 片 区文 ② 争 炉 爵 版 状 狭 狂 狩 犯 玉玉 王 玄 珍 献 率 獣 田甘 環 虁

男町界畑畔留畜畝略番 置 疑 疑 疫 疾病症 疲 痴療癖登発白百的皆 度 盆 益 盛 盗 盟 尽 監 盤 目 盲 寒 盾省看真眠眼睡督瞬矛矢 短石砂砲破研硝硫硬悬碎 碑確磁礁礎示社祈祉秘祖祝 神祥票祭禁禍福禅礼秀私 秩 移 税 程 稚 種 称 稲 穀積穗穩養穴究空突窒窓 窃立並章童端競竹笑笛 第筆等筋筒答策箇算管箱 寒 (無) 簡) 籍 米 粉 粒 粗 粘 粧 系糾紀約紅紋納純 糧 紙級紛素紡索紫累細紳紹紺

組結絶絞絡給統糸絹経緑 網綿緊緒線締縁編 細 縫縮 縱 総 績 繁 織 繕 県 至 定 罪 置 罰 署 継 続 繊 图 图 图 選 老 考 聖聞声職聴粛 肪肯育肺 胃背 胎 脅 脈 脚 脱 脹 脂 腕 脳腰 腐 臓 臣 膨 月旦 膜 臨 自 医 医 医 医 医 舌 舎 舗 舞 舟 航 般 興 18 租 船 艇 龍 良 色 芋 芝 花 芳 若苦英茂茶草荒荷 荘 茎 蒸 落葉著葬 蓄薄 薬 藩 蛮血衆行術街衝

衡衣表衰衰袋被裁裂裹裕補 複襲西要覆見規視親 触言 解 訂 計 計 設許訴診詐 詔 評 該詳誇誌 舌 三列 誓 誤 說課調談請 論諭 謙 講謝 謡 畫 証 部 謁 肣誊 警 訳 議 護 誉 読 変 譲 谷 豆 貞 負財貢貸貨 販 責貯弐貴買貸費貿賃 賄 賞賠賢売賦質頼 賓 賜 購 資 无 赦 走 赴 起 超 越 趣 多事車 踊踏践 躍 軒 軌 軍 載 軽 輝 輩 輪 輸 轄 東交 転 震 迅 迎 近 返 迫

五

送逃逆透逐途通速 運 遂 過 進 逸 遇 游 遍 遣 適 遭 遅 遵 遷 選 逓 遠 郎 郡 羽 邸 郊 部 郭 郵 西孝 酉告 酉笈 酉各 酔 醜 酢 西州 金 里 野 針 鈍 銭 錯 銑 銘 鋭 錮 錘 錠 銅 録 更長 鑑 錶 鉱 鉄 鐘 閥 閱 関 防 阻 附 陥 陸 陣 除 陪 陰 陳 陵 陶 隔 際 『章 隣 随 険 圃 双 雇 雌 雑 難 雨 村目 霧 露 霊 **夏** 丁頁 韻 項 順 預 頒 風風 覔 類 顧 顕 顯

館首香馬 飲飯飼飽飾養餓余 駅骨 騰縣 馬奇 馬区 験 蕊 髄 图 鬼 魅魔魚 圖鳥 滤 鮮 鯨 超速 占

## 国語審議会第十四回総会における

## 安藤主査委員長の報告

――当用漢字字体表について―

漢字字体表について御説明申し上げます。 に関しまして、委員会の審議の経過を御報告申し上げ、 国語審議会第十三回総会の決議に基いて、本主査委員会に付託にあいなりました漢字の字体の整理 あわせて、その審議の末にできました、 当用

並び行 ます。 題になるくら 国 民一般の文字生活において、主要な地位を占めている漢字の字体が、 われているという現状は、 いにまちまちであったり、 いつまでもこれをなりゆきにまかせておくことはできないのであ 日夕国民の目に触 れる機会の多い活字にも同字異体の どう書けばよい 办 が よく問 B Ø l) が

があったりして、その識別の困難なものがあります。混線や脱線の生じるのも無理がありません。書く 漢字にはまた、字画のきわめてこみいったものがあったり、字体のおたがいに、ひどく似ているもの

字に な例 は、 となっ 昭 + 力> 使 なっ 確 M が ŋ 0 ます。 和 6 用 必 認 17 当 といっ 要に わず ついて『漢字字体整理案』が発表されてお 月 せる二千六百余字」 7 をあげて 十二年十二月に 『常用漢字 ては、 おり VC たので 用 らわ 感じられて 漢字 は し たよう 办> 蹈 まして、 別に るに御る 别 し あ 4 時 表 まし さが多い 表 国語調査会か りますが、 な 考慮することに が発表 すで まい 7 承知 当用漢字音訓 も国語審議会から b それぞれそ ります。 K K のように、 異体 され、 ついて そ の際に 1大 6 の 『常用漢字表』 江八年 統合、 これ なっ の場合に応ず 表 『漢字 L され K は た 百三十 K が た ひきつづいて、 『常用漢字 は 七月に 整理案』 つ 簡易字体 よりさき、 ので て漢字の字 あ ります。 五. b 字 について一 は文部省普通学務局 四字 る何 ます。 の簡 表 が発表され、 0 文部省には活字の字体の統 採 の簡易字体が採 5 昭 字体 体整 最近 用、 易字体の採用 カン こういう次第でありますか 和 の の整理 010字 VC 理 通 六年五月臨 方法 も 用字体、 ということは、 2 M 大正 をとり ح よっ 用 とか n の 力> を決定しただけで、 が されて 十二年五 5 て、 時国語調査会発表) 『字体整理案』 あげ 当用漢字選定 俗 「尋常· 用字体 字体 つるのが おり は やく 月 小 Ø を す。 学校 をはかることを目標 M とか 標準 当然の 5 は か が 臨 5 の当 V の を定め 3 その 発表 時 各種 主要 b 語 時 の 大 順 国 n な要件 され、 語 審議会 他 一八 办 JE. 教 る 序でもあ る 科 ら問 十四四 調 Ъ **の** Ø 手江 五. 0 3 査 年 یے 題 لح で 4 K **(7) の** 

活字 広く当用漢字全体について の の字体整 に発送して、 K Ø 世 ゆ は参考とすべきものが つの字体 えに、 た活字 をきく要を認めましたの 理に関するいっ の字体 さし当ってその活字 に関する限りに その意見を徴しました。 の整理に関する協議会が組織され、 たのであります。 多かっ さい の整理に おいては、 の資料を参考とし、 で、 の字体に関する整理案を基礎としてとれについて検討を加 たのであり に手をつけましたが、 国語審議会と協議会との名をつらねて約九百通の すでにその協議会で これに対する回答は百七十五に過ぎませんでしたが、 ます。 また教科書関係、 これはその一例であります。 そのみちの権威を集めての審議がすすめられ、 それについては、 応 の成案をうるに至って 学校関係の人々の協力をももとめ まずその協議会案について この以外にもなお従来 おり 調査書を各方 まし え その さらに 意見 ح 面

ん。 るし る 当川 に至りました。 主査委員会では、 字体の標準とは何を意味しているか。 漢字字体表は、 ります。 お手もとにさしだしました当用漢字字体表というものがすなわちそれであ 字体の標準というものは何を意味するかが、 昨 冬以来委員会をひらくこと十六回、慎重審議を重ねて、ようやくここに成案をう まえがきの第一に、「当用漢字表の漢字について字体の標準を示したもの まず「字体」については、活字字体の整理に関する協議会 まず明らかにされなければ ります。 なりませ であ

て、

審議をすす

B

は、 5 忠 ると、 力 動いてやまない態勢を示しておりますが、 が K また、 别 までさか 画 では、これに「一点画 らであ して できるのは楷書に限られるといってもよい ついてもつ意識 の それ 草書 組合 行書が楷と草とのあいだから生れたというのが事実であるに 点画 なお おりますが、 のぼ によって例示される漢字の字体についていうことになります。 ります。 は行書からというように解されておりますのも、 A. 别 IT の組合せの定型化され 即 箇 らなければという説 Ĺ の見解も出てまい そこで漢字の字体の標準を示すということは、 たもの は、楷書体に即してであります。 され の組合せからなる一字一字の形であ はだい とみることが合理的 たいに たも b りますが、 0 40 応 とも いてう 楷書は静的であり、 もつ 漢字を現段階 からであります。 であります。 いえましょ H ともでありますが、 V それは、 れて う。 よい る」という定義をあたえて、 楷書が主として漢字の書体 漢字の成立ちを論ず 0 点画 Ь 歷 考 草書 定着的であります。 史的 0 え方であ 楷書体によって代表される、 し Ø M 配置·組 つい **通常現代** VC ま • 行書は動的 漢字の変遷 して て考 ると思わ Ŕ 立 Ø えるときに を明 b るには、 普通 であります。 九 n 草書が篆書 確 発達をたどっ ますが D を代表している に行書は楷書 K n これを書体 指 は 少 カジ 漢字 くとも 摘す 字体 あ В ź ゕ 形 カゝ る 字体 小翁ん て ら 態 とと しく を点 と区 V カン は 2 は

そうしますと、問題はもう一度展開してまいります。楷書について字体を説くと申しても、

印刷体

的 点画の省略、 とか、 あ きますと、そこにいろいろの経路のあることがみいだされますが、簡単に申しますと、運筆の簡易化 るそれぞれの漢字の型式のうちから、その典型的のもの、代表的のものをえらぶことにおちつくので ように考えますと、漢字の字体の標準を示すことは、長い歴史を背景として現に絶えず展開 しろその偽らざる姿であるともいわれそうであります。 ح もって筆写体を律するわけにはいきません。筆写体には、また筆写体の特異性に基く自由が K ります。 の実体の認められるものがあります。それらをとりあげてみますと、某字の字体はこれ のゆえに厳密に字体を論じますと、どの文字にも定まった型というものがなく、 しても活字体を例にとれば、活字そのもの 某字の字体はまちまちで、いくつになるとか申すことが、可能になつてまいります。 ところが、漢字の字体をしさいに点検して、字体の分化や異体の発生のあとをたずねてゆ 類推による統合、 別体の採用などがその主因と認められます。これは、 の特性に依存する独自的の約束がありまして、 しかしまた、その変化の種 統 々相を通じて共通 字体の標準をき の これで な あ しつつあ こうい V ります。 Ø あ が る Ť 5

M し正確にすることをめやすとして選定したものである。」とあります。本表の字体の選定は、 ح の題目にうつりますが、 まえがきの第二項には 「この表の字体は、 漢字の読み書きを平易 何をめ

めるに、

考え合せられるべきことであります。

が すらもよく書けないというのは、 ませ みが のうちにも、 をめやすとすることに た 国 カン 主義 S 0 め やすとして行 た 関連 いなく書こうという意欲を失ってしまっているのですが、まだそういう境地に落ちこんでしまわ Ø K 何 は ちが 多  $h_{o}$ であ をとることに おける、国字としての漢字の使用の歴史と現状とにてらして、字体選定のめやすを上記 カン ましても、その国字としての立場 に準 K VC. 漢字の本 えば あ おけ ŋ ます。 拠をもとめるというのも一案でありましょう。 <sub>b</sub> うそ字を書いて平気でいる人が少くありません。そういう人たちは、すでに、漢字 る異体 ますが、 手段も結果もちがってまいります。 ħ n 漢字の字体の整理に たか 国 なりましょうし、単に統 K の発生や、 わたくしどもは、 は、 したのであります。 おける学者 つの重要な問題であります。 両国 の字体 V かにもなさけない 人の文字観念 あたっては、 に重きをおき、わ Þ の考説 一しさえすればよいというのならば一も一もなく、 漢字を国字としていなが が 国 の国情 も顧み 復古を目標においての字体の選定では、 Ø 相違、 字体の考察もむろんないが 次第であります。 られ カン らみ が その なけ 国 おなじく字体を整理するに 民 カン まして、 の読 れば 他 し本主査委員会におきまして V ろい 5 なりませ み書きを平易に おなじく字体の ろの点に 高い程度 その当用 ん。 し ろに 彼我 \$ Ø 0 教 範囲 V し 整 b 育をうけ 7 することは 正 両 留意 国の 確 理 内 もっぱ 整 VC Ó K を 康凞字 文字 点 . F は あ 理 すべ は る漢字 た る をまち 力 K ら 0 生活 字 こと きも D 心ぐ る で な r 源 き 典 が

暑 漢字 みいったもの、書きにくいものはとらない、2点画の組合せの複雑なもので省略の可能なものは、これ 合には、1二つ以上の字体の並び行われているものについては、点画の組合せのむずかしいもの、こ 型式のなりたちの上に重きをなさなくなっております。これを見わけ、書きわけさせる要はあります との うそ字を書く、また字をまちがえるということになるのであります。<br />
なお二三の実例をあげてみます。 を正 よって字体をきめることにいたしました。この方針による字体の選定は、また同時にわれわ を簡易化する、3点画の組合せの微妙な差異はなるべく問題にしない、4簡易字体の歴史的因縁の浅 いものでも、社会的慣用が相当有力であると認められるものは、なるべくこれを採用するなどの方法に ますが、それにはまず、字体を単一にする、すなわち、異体を統一することが第一であります。その場 人たちは、どうしたならばまちがいなく書けるかに苦心しているのであります。文字地獄にあがいて いるといってもよいのであります。それらの人々を救うためにも、字体の整理は要求されるのであり 識別 の型式にはいろいろの要素がありますが、者にあっては点が本来重要な要素であります。 確に書くという結果をも伴うことになります。むずかしいからよく書けない、よく書けない ・著・都・緒・諸などみなこの点をもつことになっております。 の要素でもない微細な部分のことは、みすごされがちです。したがって、この点の有無 しかし、 こういう同類 れが漢字 の から は

微を微、微を徴、徳を徳とかき、神を神・祈を祈・巨・拒・距を巨・拒・距と害くなどもそうであり 「巳」と「已」を一つにして「已」とする、全と今との上の部分を一つにするなど、惠を恵、專を専、 寛・殺・逸の点なども同様であります。月部・肉部・青部の月月円を一つにする、「己」と

漢字使用の歴史をみてまいりますと、それぞれの時代には、 用 B うべきものが見いだされますが、それはとりもなおさず、その時代の人々の筆写の習慣を背景とした きるだけ一致させることをたてまえとした。」とあります。 理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。 して來た国民の過去および現在にわたる筆写の習慣について考慮することもたいせつであります。 のにおける点画の組合せに即してばかり考えられるべきではありません。 次に、まえがきの第三項には、「この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画 字体の整理という 問題は、単に漢字 その時代の社会に通有な字体観念ともい なお、 印刷字体と筆写字体とをで 国字として長く漢字を使 その の整

「半」を「半」、「次」を「次」、「要」を「要」、「卽」を「即」と書くようなのも、 筆写の習慣の推移による B

のであります。

ものとみられます。

簡易字体とみられるもののうちにも、この種のものが少くありません。現在世に行われている「厂」

あり、 (歴)、「斗」(闘)、「云」(言)、「県」(縣)、「庁」(廳)などは、その類であります。 わが 国最古の在銘鏡にも銅が同、鏡が竟と書かれております。また古くョョ縁覚、 醍醐を酉西としたような例もめずらしくありません。筆写の簡便をはかることも、 メメ声聞 一つの流 の例

をなしております。

方では相当に大きく筆写の習慣による簡易化をとりいれた場合もあるのであります。 す。一方では、これを筆写の自由性を認める程度に止めておいた場合もあるのでありますが、 かし、こういう筆写の習慣をどこまでとり入れるかについては、 相当に論議を重 一ねたの で また一 あ りま

ても、 鮮明度が強く、 りません。字体の見わけやすく、書きやすいことが認識をたしかならしめる第一の条件です。それには 次に、学習の難易ということも、字体の選定についての有力な条件となります。 その学習において、字体のあやまりない認識をもつことがたいせつであることは申すまでもあ 運筆のまぎらわしくないことがまず要求されます。「懐」(懐)、「藝」(芸)、「櫻」(桜)、 漢字 の本 質 力。 らみ

す。 「疊」(畳)などはやっ 一般に字画の複雑なものはあやまりやすいともいえます。そういう角度からの検討も加えなけれ かいな字です。「巳」「已」「已」「巳」を見わけ書きわけるのも むずかしい ことで

体と ます。 が の字 筆写字体とをできるだけ一 ばなりませんでした。 け みますと、 S ますと、 ŕ ろ あ め りま 体 は の て、 とと Ø V 活字 だ L 整 力> て、 理 両 即 K た な 活字 刷 b K は、 者 V 活字 体 が の は り 字体の 調 最初、 多く、 で また活字その K 整 あ K も筆写体に が ŋ t しかもさらにまた、 ´ます。 整 それ 十分に 活字の字体の整理としてとり いて妥当とみとめら 致させるということであります。 理 ح が 社会的 考えら 今までの Ь も通 いう問題も り 用 0 性格に れなけ にも教育 する一 活字 起っ 重要な案件の一つとして残っております れる字 の字 基く制約と活字 ればなり 般 7 上に 的 來 体 0 字 体を、 4 たわ は あげら ませ 体の け 主と 大きななやみ ታን ん。 整理としてこれをとり で あり ならず の発達 n はじめに申 して活字本 これ た Ø ますが、 しも で は当然のことであ 0 歴 あ 0 史か その 位で ŋ たね L 上げ 今、 ますが ら派 とも あ まま筆写体に たと さらに ŋ あげ なっ ま 生 活字 å 0 L L て は たた た技 D ります。 ح ることに Ø Ø V 応 今回 印刷 字 問 術 た め K 体 題 的 用 Ø を 字 す کے なっ で Ø 0 体と 筆写 約 漢 な る な あ 字 て 束 <sub>(1)</sub> L l)

型に 本 以 案に 標準 上 当用漢字字 性 \* をあたえることにい V て 活字 体表 。 特質に基くも の説 明 を終 たしましたのも、 の えるに当りまして、一 筆写 Ď 特質に基くもの、 そのためであります。 言なお申しそえたい それら (「使用上 Ō 融 通 ことがございます。 性を認めて、 の注 意事 項」参照 字体 の素 漢

字

の字体

の整理は、

前にも述べましたように、

前

×

からの懸案であります。

しかもその整理案の発表

內 字が制定され、 は 決決定をみるに至りましたならば、 に属する字体の整理だけがとり残されるべきではないと存ぜられます。 数次にわたっておりながらも、 その音訓表が発表され、 当局においてその実施について最善の措置をとられるよう切望 今日まで未解決のままになっているのであります。 それらがすでに実行にうつされている今日にお 本案が総会に すでに当用漢 いて、 おいて幸に 同 圏 山

る次第であります。 思 ん。 あ る ばく大な金額を要することにもなりましょうが、 期すべきで な の実情を無視し いて、 ります。 ところであります。 漢字字体の整理統 したがって、 れません。 戦後のわが印刷業界では戦災による活字母型や活字の喪失を補充するため、 活字の母型の製作、 ありますから、 たものであるとの非難も起るかと思われます。 挙に あるいは現下のわが国において、漢字の字体の統一をはかるということは、 一が、かならずしも容易でないことは、わたしどもにおいても十分に了知して これは一般社会のためにも教育界や印刷界の協力にまたなければならな 各新聞社、 経済的の問題は何とか緩和されることと存じます。 活字の新鋳などに多額の経費を要することも考慮しなければなり 各印刷会社、 印刷工場の活字を新たにするというのならば、 かくのごときことは、 しかし、 もともと漸をおうての実現 その非難は、 しかもまた他 妥当であるとは また業界の拡張 の 経済界 V 方に 時に ませ の で V を

官庁 B る n 返 部 の な 礼 ず V あ K が され、 なけ 実行 間 は、 ŋ 5 資す らに の ることを切 る 側 ゆ 題 ます。 ような意見も出 Ъ ならば、 ń え 0 民 されるので、 に関する解決案が、 る 手をこまぬ をもっ 冷淡 衆が ばなりません。 の し た カン 私 . B) 国語 カゞ Ď, もその解決 に望 議 今日 9 7 攻撃されて K K 非 国字 まか ん 新 V 0 ややもすればこれが天下り 雞 7 で て 時 おもろに 規製 の問題 をうけ V は時期 期 せるべきでは おります。 国語審議会の諸公は、 Ø る は 作 要求 V 主として国語 のであります。 り たの るは 0 これらの問題 はまいりません。 要求 t 解 はもともと民間 し め で うろ漢字 決に熱心なの 世にはまた字体の 0 K ない、 ありますが、 続 おち 出 審議会 の字体 カジ いっ 当用漢字 見こ はすでに多年の懸案に属 また官権 の審議 至公至平国民のため民衆のためを念として国語国字 K 的 て から起っ b まれ の たくし 今はこれとは逆に、 V 整 の 官庁側 整 る Ъ の選定その他 理 るということも考 の力をもつてこれを民衆に の K Ø をは 理 で であ て来て カン は一 のごとき、 **ታ**ኔ あります。 はすこしも ታኔ るも 般国 る る好 カン V Ó のように誤解されてお る の問題につい 時 民 であ 国 のであります。 して の協 期 官庁 され これ 民すべてに関する問 えられ で b な 力に あ 側 K はまことに意外の y る 共鳴 よっ は解 まず官庁 ます。 とも ても同 民衆 し しない 決案の実践 て V V し るべ 0 ح えま \$ K 間 力 様 Ø レ きで というの ります。 よっ 難関 る K 0 Z 意見 K 論 題 礼 最近 7 17 う。 こととい を突破 は は かゞ 率先す 採 かゞ な が 事 あ で、 出 to 用 上 < 実で く カン さ لح 記 <sub>b</sub> て た